

【府民生活部】

件 名	東日本大震災被災者へのエアコン無償設置について
申立概要 【受理 23.8.3】	府が、府営住宅に入居する被災者にエアコンを無償で設置すると知ったが、公共の福祉に反する税金の違法な支出に当たらないか。
確認事項	<ul style="list-style-type: none">・ 災害救助法に基づき、応急仮設住宅の必要最低限度の附帯設備として、災害で住居等を喪失された方々に対する応急的、一時的な救助としてエアコン設置（貸与）が行われています。・ 被災地で応急仮設住宅に入居している方々との均衡を図るために、応急仮設住宅とされた府営住宅等に設置されているものであることを確認しました。
結果 (意見・要望) 【通知 23.9.2】	災害救助法及び同運用通知に基づき実施されており、違法な支出とは認められません。